

障害者社会参加推進センター運営事業委託事業者募集要項

1. 趣旨

本要項は、障害者社会参加推進センター運営事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

障害者社会参加推進センター運営事業

(2) 業務の目的

障害者への情報提供や障害理解の促進を図り、障害者が地域社会において安心して生活できる環境を整備するとともに、障害者の自立と社会参加を推進する。

(3) 業務の内容

- ①障害者社会参加推進センターの設置・運営
- ②社会参加推進協議会の設置・運営
- ③障害者の居場所づくりのためのサロン等の開催
- ④中央障害者社会参加推進センターとの連絡調整

※詳細は別紙「障害者社会参加推進センター運営事業委託仕様書」に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託金額の上限

予算額1,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

※ただし、本業務の実施については令和7年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

(6) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告日から過去5年以内において、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を契約の相手方として、本件業務と同種の障害者の自立と社会参加の推進に関する情報発信及び啓発に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課共生推進係
電話番号 0742-27-8922

(2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

- ①受付期間 令和7年3月3日(月)正午まで
- ②受付方法 「質問票」(様式6)に必要事項を記載のうえ(1)の担当部局にファクシミリ又は「奈良県障害福祉課ホームページ」問い合わせフォームにて送付。
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、令和7年3月5日(水)までに「奈良県障害福祉課ホームページ」にて随時公表する。
※質問者への個別の回答は行わないものとする。
※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和7年3月18日(火)午後5時まで
- ②提出先 (1)の担当部局に同じ
- ③提出方法 持参または郵送に限る
持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)とし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例32号)第1条に規定する県の休日を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- ④提出物
 - ア. 参加申込書(様式1)
本件は電子契約も可とする。電子契約を希望される場合は、「電子契約同意兼メールアドレス確認書(様式5)」を提出すること。
 - イ. 企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3)
提案書には次に示す項目を盛り込み、具体的に記載すること。
 - (ア) 実施方針について
本事業の目的や仕様を踏まえて記載すること。
 - (イ) 障害者社会参加推進センターの運営について
障害者社会参加推進センターの設置概要(場所や体制等)について記載すること。
 - (ウ) 社会参加推進協議会の設置・運営について
 - a. 社会参加推進協議会の設置・開催の具体的なスケジュール及び協議内容について記載すること。
 - b. 障害者福祉の増進、障害者団体の振興を目的とした研修会・講演会等の内容・回数(1回以上)・規模・場所・参加対象者等について記載すること。
 - c. ホームページ等有効な方法による障害者団体の振興や障害理解・啓発に繋がる有益な情報の適時発信について、発信方法と情報を記載すること。

※ホームページは新設を求めるものではなく、既存のホームページの活用による情報の発信でも差し支えない。

- (エ) 障害者の居場所づくりのためのサロン等の開催について
サロン等の開催内容、具体的スケジュール及び対象者について記載すること。
 - (オ) 期待される効果について
本事業を実施することで期待される効果について記載すること。
 - (カ) 実施体制及び実施スケジュールについて
 - a. 本事業の遂行に必要な実施体制及び実施スケジュールを具体的に記載すること。
 - b. 業務運営に必要な知識を向上させるための取組を具体的に記載すること。
 - c. 業務を円滑に遂行するための必要な知識を有していること。
 - ウ. 事業者概要書（様式2）
会社概要などがあれば添付すること。
 - エ. 同種又は類似業務受注実績（様式3）
成果物などがあれば添付すること。
 - オ. 委託業務実施体制（様式4）
 - カ. 個人情報保護等情報管理体制（任意様式）
 - (ア) 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について具体的に記載すること。
 - (イ) 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修計画を記載すること。
 - キ. 見積書（任意様式）
 - (ア) 宛先は「奈良県福祉医療部長」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
 - (イ) 金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ⑤提出部数 上記④に記載の提出物（以下「企画提案書等」という）を6部（正本1部・副本5部）
副本については、提案者を判読できるような記載及び用紙の使用はしないこと。
- ⑥その他 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(5) 日程

- 2月25日（火） 要項配布及び質問受付開始
- 3月 3日（月） 質問受付終了（正午まで）
- 3月18日（火） 提案書等受付終了（午後5時まで）
- 3月21日（金） プレゼンテーション（詳細は後日連絡）

5. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、障害者社会参加推進センター運営事業委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別記審査基準に基づき公正に審査を行うものとし、審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、提案者に対し、令和7年3月25日（火）を目途に、書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの登載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

ア．業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

イ．受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

（2）受託事業者の選定

提案書は、県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託事業者として選定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある場合は、受託事業者として選定の対象にしない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を受託事業者として選定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が1以上ある場合は、受託事業者として選定の対象にしない。

（3）受託事業者との契約

①受託事業者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。

②選定された受託事業者は、通知があり次第県と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

③企画提案書の提案内容で県が有効と判断したものについては、県の指示のもと、必ず実施すること。

④企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後は、契約を解除することがある。

⑤契約に係る契約保証金、損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

⑥受託事業者の選定後から契約締結までの間及び契約締結後に、受託事業者及び契約の相手方が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない又は解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア．役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ．暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ．役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- キ. 下請契約等に当たり上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク. 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

（４）その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

6. その他

- （１）提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。
 - ①上記３に示した参加資格が備わっていないとき
 - ②企画提案書等に虚偽又は不正があったとき
 - ③企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
 - ④一以上の審査項目についての記載がなかったとき
 - ⑤プレゼンテーションに不参加のとき
 - ⑥そのほか不正な行為があったとき
- （２）受託事業者として選定された提案者の企画提案書等は返還しない。しかし、選定されなかった提案者の企画提案書等は返却するものとする。
- （３）企画提案書等は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写する場合がある。
- （４）選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- （５）選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- （６）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。